

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成30年12月17日

月曜日

号外(4)

## 目次

### 人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則	1
○給料に関する規則の一部を改正する規則	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	8
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	9
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	

## 規 則

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第590号

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第313号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則第3条第2号の規定の適用については、同号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則第3条第2号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。

（人委・職員課）

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第591号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

54	53
54	54
55	54
55	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	58

59		58
60		58
60		59
60		59
61	を	59
61		60
61		60
61		60
61		61
61		61
62		61
62		61
62		61
62		62
62		62
62		62
62		62
62		62
62		62
63		62
63		62
63		63
63		63
63		63
63		63
63		63
64	」	63
		」

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

58		57
59		58
60		58
61		59
61		59
61		60
62	を	60
62		61
62		61
62		62
63		62
63		62
63		63
63		63
64	」	63
		」

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

46		45
46		46

47	を	46	に改める。
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表中

36	を	37	に、
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
42		42	

24	を	25	に、
26		26	

36	を	36	に改める。
36		37	
37		38	

別表第22の教育職給料表(1)降格時号給対応表中

94	を	95	に改める。
96		98	
98		101	
100		104	
103		107	
106		110	
109		113	
112		116	
118		121	
124		126	
130		131	

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

81	を	82	に改める。
82		84	
83		86	
84		88	
87		90	
90		92	
93		94	

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表中

「 <table border="1"><tr><td>78</td></tr><tr><td>80</td></tr><tr><td>82</td></tr><tr><td>84</td></tr><tr><td>85</td></tr></table> 」	78	80	82	84	85	を	「 <table border="1"><tr><td>79</td></tr><tr><td>82</td></tr><tr><td>85</td></tr><tr><td>85</td></tr><tr><td>85</td></tr></table> 」	79	82	85	85	85	に改める。
78													
80													
82													
84													
85													
79													
82													
85													
85													
85													

別表第22の医療職給料表(3)降格時号給対応表中

「 <table border="1"><tr><td>30</td></tr><tr><td>32</td></tr></table> 」	30	32	を	「 <table border="1"><tr><td>31</td></tr><tr><td>32</td></tr></table> 」	31	32	に改める。
30							
32							
31							
32							

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第592号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政職給料表の項中「117,000円」を「117,100円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（人委・職員課）

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第593号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

初任給調整手当月額表

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800	円 35,000

1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	35,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	35,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	35,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	35,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	31,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	27,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	23,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	19,000
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	15,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	12,500
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	10,000
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	7,500
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	5,000
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	2,500
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、

同条第3項の職を占める職員をいう。

- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職又は第2条第1項行政職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

#### 富山県人事委員会規則第594号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,150円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(人委・職員課)



宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第595号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第269号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「6,600円」を「6,800円」に改め、同条第2号中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第3号中「7,200円」を「7,400円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（人委・職員課）

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年12月17日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第596号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の103.5以上100分の180以下」を「100分の108.5以上100分の190以下」に、「100分の128.5以上100分の220以下」を「100分の133.5以上100分の230以下」に改め、同項第2号中「100分の96以上100分の103.5未満」を「100分の101以上100分の108.5未満」に、「100

---

分の118.5以上100分の128.5未満」を「100分の123.5以上100分の133.5未満」に改め、同項第3号中「100分の87以上100分の88.5以下」を「100分の92以上100分の93.5以下」に、「100分の107以上100分の108.5以下」を「100分の112以上100分の113.5以下」に改め、同項第4号中「100分の87未満」を「100分の92未満」に、「100分の107未満」を「100分の112未満」に改める。

第25条第1号中「100分の42.5超」を「100分の47.5超」に、「100分の52.5超」を「100分の57.5超」に改め、同条第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改め、同条第3号中「100分の42.5未満」を「100分の47.5未満」に、「100分の52.5未満」を「100分の57.5未満」に改める。

**第2条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の108.5以上100分の190以下」を「100分の106以上100分の185以下」に、「100分の133.5以上100分の230以下」を「100分の131以上100分の225以下」に改め、同項第2号中「100分の101以上100分の108.5未満」を「100分の98.5以上100分の106未満」に、「100分の123.5以上100分の133.5未満」を「100分の121以上100分の131未満」に改め、同項第3号中「100分の92以上100分の93.5以下」を「100分の89.5以上100分の91以下」に、「100分の112以上100分の113.5以下」を「100分の109.5以上100分の111以下」に改め、同項第4号中「100分の92未満」を「100分の89.5未満」に、「100分の112未満」を「100分の109.5未満」に改める。

第25条第1号中「100分の47.5超」を「100分の45超」に、「100分の57.5超」を「100分の55超」に改め、同条第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改め、同条第3号中「100分の47.5未満」を「100分の45未満」に、「100分の57.5未満」を「100分の55未満」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年12月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

---

---

平成30年12月17日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番

---